

平成 28 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 28 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	21,267,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	146,590,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	134,864,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	68,540,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	52,332,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,596,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	38,438,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	9,193,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,340,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,354,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	4,656,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	11,204,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	363,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	1,148,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	11,729,000 キロワットアワー
相 去 太 陽 光 発 電 所	1,313,000 キロワットアワー

計

530,927,000 キロワットアワー

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
高森高原風力発電所建設事業	一戸町地内	8,228,996 千円	風力発電システム製作据付工事等
築川発電所（仮称）建設事業	盛岡市地内	107,662 千円	発電所基礎建屋建築工事等
計		8,336,658 千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	5,891,591 千円
第1項 営業収益	5,021,322 千円
第2項 附帯事業収益	143,005 千円
第3項 財務収益	98,312 千円
第4項 事業外収益	628,952 千円

支 出

第1款 電気事業費用	4,767,548 千円
第1項 営業費用	4,468,891 千円
第2項 附帯事業費用	110,070 千円
第3項 財務費用	76,464 千円
第4項 事業外費用	107,123 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,245,790 千円は、過年度分損益勘定

留保資金 3,129,314 千円、減債積立金 304,747 千円、建設改良積立金 2,000,000 千円、中小水力発電開発改良積立金 100,000 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 22,768 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 688,961 千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	3,483,465 千円
第1項	企業債	3,000,000 千円
第2項	負担金	47,450 千円
第3項	長期貸付金償還金	425,991 千円
第4項	投資償還収入	10,000 千円
第5項	雑収入	24 千円
支 出		
第1款	資本的支出	9,729,255 千円
第1項	建設費	8,336,658 千円
第2項	改良費	1,060,058 千円
第3項	電源開発費	24 千円
第4項	企業債償還金	304,747 千円
第5項	繰出金	22,768 千円
第6項	予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
高森高原風力発電所送電設備建設他工事	平成 28 年度から平成 29 年度まで	676,000 千円
築川発電所(仮称)建設工事	平成 28 年度から平成 33 年度まで	1,216,000 千円
岩洞第一発電所インクライン電気設備更新他工事	平成 28 年度から平成 29 年度まで	215,000 千円
岩洞第一発電所空調設備	平成 28 年度から平成 29 年度まで	130,000 千円

更新工事

岩洞第一発電所予備発電設備新設工事	平成 28 年度から平成 29 年度まで	224,000 千円
四十四田発電所放流警報装置更新工事	平成 28 年度から平成 29 年度まで	86,000 千円
御所発電所放流警報装置更新工事	平成 28 年度から平成 29 年度まで	36,000 千円
滝発電所水車発電機分解点検補修及び配電盤更新他工事	平成 28 年度から平成 29 年度まで	308,000 千円
北ノ又第二発電所ヘッドタンク除塵機更新他工事	平成 28 年度から平成 29 年度まで	127,000 千円
松川発電所遠方監視制御装置更新工事	平成 28 年度から平成 29 年度まで	63,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	3,000,000 千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年 9 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と附帯事業費用
- (2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	1,197,621 千円
(2) 交 際 費	305 千円

平成 28 年 2 月 18 日提出

岩手県知事 達 増 拓 也